

社会福祉法人和歌山県福祉事業団  
ギャラリー運営要綱

制 定 平成27年4月1日 一部改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 社会福祉法人和歌山県福祉事業団が設置するは〜とぎやらりー、ぎやらりーなかがわ及びぎやらりーござがわ（以下「ギャラリー」という。）の管理運営に関する事項を定め、障害児者の芸術を中心とする活動により生み出された作品の発表や販売等を促進することを目的とする。

(障害児者芸術の定義)

第2条 加工されていないありのままの芸術とする。美術の専門的な教育を受けていない障害児者が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術のことを指す。

(方針)

第3条 事業者（ギャラリーを運営する者。以下同じ。）は、障害児者芸術作品の発表や販売の環境を整えることで、主に障害児者が自らを自由に表現する場や仕組みを創り、活動の場を広げるものとする。

2 事業者は、障害児者芸術の普及、啓発を旨とし、作家や地域住民又は保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称等)

第4条 名称及び所在地は、以下のとおりとする。

- (1) 名 称 は〜とぎやらりー  
所在地 和歌山県和歌山市吹上1-1-18
- (2) 名 称 ぎやらりーなかがわ  
所在地 和歌山県御坊市御坊105
- (3) 名 称 ぎやらりーござがわ  
所在地 和歌山県東牟婁郡串本町西向78-1

(管理責任者)

第5条 ギャラリーの管理を適切に行うため管理責任者を置く。管理責任者は以下のとおりとする。

- (1) は〜とぎやらりー 和歌山県地域定着支援センターま〜る所長

- (2) ぎやらりーなかがわ 日高生活総合支援センターはな所長
- (3) ぎやらりーござがわ 古座あさかぜ園長

(事務所)

第6条 主たる事務所を和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1に置く。

2 従たる事務所を以下のとおり置く。

- (1) は〜とぎやらりー  
和歌山県和歌山市吹上1-1-18
- (2) ぎやらりーなかがわ  
和歌山県御坊市菌290-2
- (3) ぎやらりーござがわ  
和歌山県東牟婁郡串本町上田原1237

(開館日及び開館時間)

第7条 開館日及び開館時間は次のとおりとする。

- (1) は〜とぎやらりー
  - (イ) 開館日 月曜日から金曜日とする。土曜日・日曜日・祝日及び年末年始は原則として休日とするが、開館する場合もある。
  - (ロ) 開館時間 午前10時から午後6時までとする。但し、諸事情により開館時間内においても臨時閉館はあり得る。
- (2) ぎやらりーなかがわ
  - (イ) 開館日 水曜日を除く日とする。水曜日及び年末年始は原則として休日とするが、開館する場合もある。
  - (ロ) 開館時間 午前10時から午後4時までとする。
- (3) ぎやらりーござがわ
  - (イ) 開館日 日曜日及び月曜日を除く日とする。日曜日・月曜日及び年末年始は原則として休日とするが、開館する場合もある。
  - (ロ) 開館時間 午前10時から午後4時までとする。

(事業)

第8条 この事業所は第1条の目的を達成するため、次に掲げる障害児者福祉事業を実施する。

- (1) ギャラリー（展示）事業
- (2) ショップ（販売）事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(ギャラリー事業)

第9条 次に掲げる方法にて、前条(1)の事業を実施する。

- (1) 事業者主催の展覧会を開催する。
- (2) 前項の合間に、貸館を行い、応募作品を先着順にて展示する。

2 前項の(2)については、以下のとおりとする。

- (1) 貸館を希望する者は、ギャラリー使用申込書(様式1)を提出しなければならない。
- (2) 管理責任者は、前項のギャラリー使用申込書の提出があった時は、速やかにその可否を決定し、出展者に通知しなければならない。なお、以下に該当する場合は、使用が認められない。
  - ・単に営利を目的とする催し、または少数者の利益のみを目的とする催しを実施しようとするとき
  - ・公の秩序、または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき
  - ・建物や附属設備等を汚損、損傷、または滅失するおそれがあるとき
  - ・管理、運営に支障があるとき、または支障をきたすおそれがあるとき
  - ・関係官庁から中止命令が出たとき
- (3) 管理責任者は、前項の場合において許可する場合は、所定のギャラリー使用決定通知書(様式2)を出展者に交付するものとする。
- (4) 展示期間については、1週間単位とし、概ね4週間とする。
- (5) 展示初日の1週間前までに管理責任者と展示者による打ち合わせを行い、内容の確認、使用施設の確認、使用備品の確認を行わなければならない。但し、使用施設の改修等は出来ないものとする。
- (6) 展示初日と最終日には、出展者が立ち会わなければならない。また、搬入、展示、搬出は出展者が行うこととする。なお、期間を過ぎて、搬出がない場合は、管理責任者の判断により処分出来るものとする。
- (7) 展示物の搬入に際し、管理責任者は、預り証(兼引換証)(様式3)を出展者に交付するものとする。なお、展示物の搬出の際には、出展者が、預り証(兼引換証)(様式3)を管理責任者に提出するものとする。
- (8) 展示に際し必要な物品は、出展者が準備することとする。
- (9) 搬入搬出及び展示期間中等において、作品等が盗難に遭った場合又は、損傷した場合等の責任は、事業者は負わない。
- (10) 貸館は、原則、障害児者福祉事業を実施する団体に限定する。(管理責任者が認めた場合はこの限りではない。)

(ショップ事業)

第10条 次に掲げる方法にて、第7条(2)の事業を実施する。

- (1) 販売品は障害児者芸術活動により生み出された作品及び作品の二次利用により制作されたものに限定する。
- (2) 貸館利用の場合に、販売を行う際は、前条第2項で定められているギャラリー使用申込書(様式1)の所定欄にその旨を記載しなければならない。
- (3) 貸館利用の場合、販売品は出展者の責任で作成し、ギャラリーが販売を請け負う。
- (4) 貸館利用の場合、販売によって生じた収益は、出展者に全額還元する。
- (5) 貸館利用の場合、販売に際し必要な物品は、出展者が準備する。

(ギャラリー等の損傷等)

第11条 ギャラリー内において、そのギャラリーもしくは設備を損傷し、汚損し、又は滅失した者(以下、「原因者」という。)は、直ちにその旨を管理責任者に届け出なければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する損傷、汚損、又は滅失が故意または過失によるときは、原因者に対し損害を賠償させることができる。

(費用負担)

第12条 出展等で発生する費用は実費相当分の負担とするが、施設利用料等は徴収しない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

これにより、平成26年11月1日制定のは〜とぎやらり一運営要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。